

美浦村統合小学校建設検討報告書

令和3年2月

美浦村統合小学校検討委員会

目 次

1	美浦村統合小学校建設委員会設置の経緯	1
	(1) 美浦村立小学校あり方検討委員会の答申	1
	(2) 美浦村統合小学校建設委員会の設置	2
	(3) 建設委員会の役割	2
	(4) 建設委員会の具体的な所掌事項	2
	(5) 会議の公開	2
2	検討経過	3
	第1回建設委員会	3
	第2回建設委員会	5
	第3回建設委員会	6
3	検討結果	9
	(1) 統合小学校の教育の方向性及び設置に関する基本方針	9
	(2) 統合小学校設置に向けての留意事項	10
	資料編	11

1 美浦村統合小学校建設委員会設置の経緯

(1) 美浦村立小学校あり方検討委員会の答申

本村では、全国的な少子化のなかで児童数がピーク時の約半数に減少しており、平成30年8月に村長から教育長に対し「今後の村内小学校のあり方について検討委員会を設置して審議のうえ、答申すること。」が諮問され、「美浦村立小学校あり方検討委員会（以下「あり方検討委員会」という。）」が設置された。

あり方検討委員会では、平成30年10月から令和元年8月の間、7回にわたり検討を行い、元年9月に「適正配置に関する方針」として以下のように村長へ答申を行った。

美浦村立小学校あり方検討委員会 適正配置に関する方針

- 1 社会力を育み適正規模を実現するため、村内小学校の統合を実施する。
- 2 統合の方法は、安定的に村立小学校の適正規模を確保するため、木原小学校、安中小学校、大谷小学校の3校を統合し、新小学校を設立する。
- 3 新小学校の校舎は、新しい場所に新設する。
- 4 統合までの間に村内の小学校に複式学級が生じる場合は、村で教職員を雇用し複式学級としないよう配慮する。
- 5 遠距離通学となる場合の通学手段として、スクールバスを運行する。
- 6 新小学校の校舎建設のため、教育委員会内に（仮称）美浦村統合小学校建設室^{※1}を設立する。
- 7 新小学校の開設のため、設立のスケジュール決定後（仮称）美浦村統合小学校準備委員会^{※2}を設立する。

<付 帯 意 見>

適正配置に関する方針は上記のとおりであるが、統合の時期及びその実施方法については、様々な視点から意見が出され議論が展開されたところである。

今後の適正配置の具体化にあたり、本検討委員会の付帯意見として次の事項を申し添えるので留意願いたい。

- 令和4年度には、安中小学校で複式学級が生じる見込みであり、複式学級を生じさせず、適正規模を速やかに実現するには、3つの小学校を令和4年度までに、既存の小学校を利用し一校に再編統合した後、新しい場所に新小学校を設立し移転する方法についても審議された。

※1：（仮称）美浦村統合小学校建設室で原案を作成後、保護者、議会、地域の代表、教育委員会等で構成する（仮称）「統合小学校建設委員会」を設立し、新たな小学校の建設場所等について検討する。

※2：保護者、地域の代表、教育委員会等で構成する（仮称）「統合小学校準備委員会」を設立し、学校運営、学校行事、通学対策、PTA等の組織運営、統合に向けた交流事業等について検討する。

(2) 美浦村統合小学校建設委員会の設置

あり方検討委員会答申では、※1で「(仮称)美浦村統合小学校建設室で原案を作成後、保護者、議会、地域の代表、教育委員会等で構成する(仮称)「統合小学校建設委員会」を設立し、新たな小学校の建設場所等について検討する。」との提示があった。

これを受け、令和元年11月に教育委員会に「統合小学校建設室」を設置し、令和2年7月に「美浦村統合小学校建設委員会(以下「建設委員会」という。)」を設置した。

なお、統合小学校建設室で作成した統合小学校の教育の方向性、設置場所及び規模等についての原案については、令和2年2月の美浦村総合教育会議において美浦村の統合小学校設置に向けての基本方針として建設委員会へ提出することが合意された。

(3) 建設委員会の役割

建設委員会は、村議会議員代表者、学校関係者、保護者代表者、地域代表者及び教育委員会関係者の計22名で組織し、下記の所掌事項について令和3年3月までに村長へ報告するものである。

建設委員会委員の任期は、就任した日から令和3年3月末までとなる。

(4) 建設委員会の具体的な所掌事項

- (1) 統合小学校の教育の方向性に関する審議
- (2) 統合小学校の設置に関する基本方針に関する審議
 - ① 統合小学校の施設規模に関する審議
 - ② 統合小学校の設置場所に関する審議

(5) 会議の公開

建設委員会は、「美浦村審議会等の会議の公開に関する要綱」第3条に基づき、会議の透明性と公正性の確保、そして村民の理解を深めることを目的として一般公開とした。

また、委員会開催の日時・場所・審議事項を事前公表するとともに、会議録及び会議資料も公開するものとした。

2 検討経過

<第1回建設委員会> 令和2年7月17日 みほふれ愛プラザ研修室

(1) 委員委嘱

(2) 委員自己紹介

(3) 委員長互選

美浦村統合小学校建設委員会設置要綱第5条第2項において、委員長及び副委員長は委員の互選によると定められており、委員長に山崎満男委員、副委員長に野口盛司委員が選出された。

(4) 建設委員会の設置目的と開催概要について〔学校教育課長〕

あり方検討委員会による答申内容を受けての建設委員会設置の経緯及び設置目的、並びに建設委員会の開催概要及び具体的な所掌事項についての説明を行った。

(5) 統合小学校の教育の方向性について〔学校教育課長〕

本村の目指す教育の方向性として、小学校・中学校に在籍しながら義務教育9年間の一貫教育を行う小学校・中学校併設型の小中一貫教育を導入する方向で進めていくとし、小中一貫教育の基本方針及び基本方針に基づく今後の取組についての説明を行った。

(6) 統合小学校の設置に関する基本方針について〔学校教育課長〕

統合小学校の設置に関する基本方針の背景・目的及び現在の小学校の概要のほか、統合小学校設置の考え方として、校舎建設の進め方、施設規模及び設置場所について説明を行った。

なお、設置場所については「新たな用地を取得して統合小学校を設置する（A案）」及び「美浦中学校の敷地内に統合小学校を設置する（B案）」の2案を提示した。

(7) 質疑及び意見交換

①統合小学校の教育の目指す方向性について

Q：本村が目指す小学校中学校併設型の学校があれば伺いたい。

A：大洗町に大洗南中学校と小学校がある。

②統合小学校設置場所について

Q：B案だった場合、グラウンドの小中での利用が可能なのか。

A：小中でも授業は可能であると考えている。部活等で支障が出る場合には、光と風の丘公園の併用なども考えたい。

Q：(B案の場合)グラウンド等のキャパもかなり厳しくなり、部活動の問題、遊具や自然観察場などが中学校の施設内に設けられるのか確認したい。

A：遊具等も統合小学校には必要と考えている。それも含めて構想に入れていきたい。

Q：A案についても伺いたい。

A：施設配置の自由度は高いが、用地買収の費用、期間、文化財調査の費用、屋内運動場の費用が高くなる。今後も児童数が減ると思われる中で、多額の費用を投じて新しい学校を別に作ることは現実的かという財政当局からの指摘もある。

Q：美浦中学校の空き教室の活用も考えたらどうか。

A：将来的な生徒数も考慮して構想の中に入れて考えていく。

Q：A案とB案で予算的にどれぐらいの差があるのか、どれぐらいのお金が必要なのか想定しているのか。

A：鉄筋コンクリート造りの学校を作ると、平米30万円程度かかる見込み。校舎のみを建てる場合18億円から20億円程度ぐらいと見込まれる。新しい土地を購入して建物を建てる、3万平米程度の土地を購入し造成等を行い、屋内体育館を建てる。体育館は1,000平米程度で3億円程度と見込まれる。土地代は、平米1万円と考えると3億円、土地の造成でおそらく3億円と見込まれるので29億円から30億円程度になると想定される。

③その他

○委員より、「複式学級になるため急いで校舎を建てなければならない事情もあり、今後コロナの影響で財政的に厳しくなることを考えると中学校の近く、役場周辺に造る方を目指すのが現実的と思う。」との意見があった。

(8) 次回に向けて

稲敷市の桜川地区で建設している統合小学校について、次回に概要を説明する。

- (1) 統合小学校の設置場所による整備費等の比較について〔学校教育課長〕
新たな用地を取得して統合小学校を設置するA案及び美浦中学校の敷地内に統合小学校を設置するB案について、それぞれ整備区分及び概算事業費について説明を行った。
- (2) 整備費等の財源比較について〔学校教育課長〕
上記A案及びB案について、それぞれ整備費の財源見込みについて説明を行った。
- (3) 小中学校施設併設に関するアンケート結果について〔学校教育課長〕
本村の目指す教育である小学校・中学校併設型の小中一貫教育の参考とするため、県内市町村を対象に実施した小中学校施設の併設状況等に関するアンケートの結果について説明を行った。
- (4) 稲敷市桜川地区に建設中の統合小学校について〔学校教育課長〕
稲敷市桜川地区の3小学校（阿波小、浮島小、古渡小）を統合し、統合小学校として桜川総合運動公園敷地内に建築している「桜川小学校」の概要について説明を行った。
- (5) 質疑及び意見交換
- ①B案：美浦中学校の敷地内に統合小学校を設置する場合について
- Q：中学校に併設する場合、敷地不足や施設が必要となったときは用地買収等も検討するのか。
- A：入らない場合は、近接地の用地買収を検討することになると思う。
- Q：小学校と中学校が併設となった場合、学校としての機能を考えると今のままの敷地の広さでは厳しいのではいか。一方で、小学校と中学校が併設となった場合は、小学校と中学校の教員を兼務することで併設のメリットはあると思うので、もし近くで敷地を広げることができるのであれば検討できるのか。
- A：ご意見は、検討の中に加えていきたいと思う。
- Q：B案の場合、中学校と小学校が対等に使える設置場所を考えていただきたい。子供たちの動線を考えた上で設置場所、設計を検討いただきたい。
- A：そのようなことを加味しながら計画していきたい。

Q：村内の小中学校は学校の行事のたびに駐車場問題に頭を抱えており、この敷地面積で併設型の小中一貫校になれば子供たちの安心安全や地域の安全は守れなくなり学校運営はうまくいかない。B案で進めるならば、グラウンドや駐車場敷地確保の見直しは絶対に必要だと思う。

A：ご意見も検討の中に加えて今後やっていきたい。

(6) 次回に向けて

B案の場合、統合小学校が美浦中学校敷地内に設置できるのかの検証を設計業者に委託しているので、その結果について報告を行う。

＜第3回建設委員会＞ 令和2年11月24日 みほふれ愛プラザ研修室

(1) 統合小学校設置に向けての諸課題の対応について〔学校教育課長〕

第1回及び第2回建設委員会で提唱されたグラウンドの確保、遊具・ビオトープ等の設置、駐車場の確保に関する諸課題についての考え方及び対応について説明を行った。

(2) 大洗南小学校・南中学校及び銚田北小学校・北中学校視察報告について〔学校教育課長〕

本村の目指す教育である小学校・中学校併設型の小中一貫教育の参考とするため、10月26日に実施した大洗町立大洗南小学校・南中学校及び銚田市立銚田北小学校・北中学校での視察の状況について説明を行った。

(3) 美浦中学校の敷地内に統合小学校を設置するB案に関する検証について〔学校教育課長〕

美浦中学校の敷地内に統合小学校の設置が可能か検証を行うため、設計業者へ委託を行った結果の3種類のプラン等について説明を行った。

(4) 質疑及び意見交換

①統合小学校設置に向けての諸課題の対応について

Q：遊具、ビオトープ等現在小学校にあるものは基本的に全て移行されるべきと考える。妥協せずしっかり考えて議論してほしいと思う。駐車場問題に関しても十分に考えてしっかり議論していただきたい。

A：キャパシティーの問題は子供たちの教育にかかわることなので、妥協せず子供たちの教育に一番良い方法を考えて今後も進めてまいりたい。ビオトープについては、働き方改革の部分も考慮しなければならないので総合的に検討してまいりたい。駐車場の問題については十分に考えていきたい。

Q：小学生と中学生の体育の授業等について6時間程度重なることが想定されるが、今回視察した学校ではどういう状況だったのか。

A：今回視察した学校は、体育の授業は重ならないと想定される。美浦中の場合は6時間程度重なるが、年間指導計画で調整すれば活動場所は重ならないと考える。

②大洗南小学校・南中学校及び鉾田北小学校・北中学校視察報告について

Q：鉾田北小学校では自転車を通う児童はいるのか。

A：自転車を通う児童は何名かいる。

Q：鉾田北小学校のスクールバスは何台か。

A：スクールバスは11台で運行している。

Q：鉾田北小学校は、移行してこの中に新築したということか。

A：現在の中学校を建築したあと旧鉾田北中学校の校舎を取壊して現在の小学校を造った。

Q：大洗南小学校は中学校の脇に建設したが、お互いに不便な部分や小学校中学校で努力している部分などはあるのか。

A：小中学校が渡り廊下で連結され、中学生が小学校の校舎を通過して体育館に行くような移動がある。中学生が小学校の小学生の前を通過しても支障はなく、中学生が小学生に対して思いやりの行動が見られる。グラウンドと体育館等についても、学校の規模から特に重なることはないので特に問題はないと確認している。

③美浦中学校の敷地内に統合小学校を設置するB案に関する検証について

Q：新校舎をつくったときに規制に掛かるということはないのか。

A：懸念されたのが日影規制だったので、設計業者にどのような形で入るかというプランを出してもらった。基本的に支障が出るというところはない。

Q：遊具の設置場所や各プランでの既存施設の取扱い等はどうなるのか。

A：本当に校舎が入るのか大体の設計を組んだ。図面だけでは疑問があると思うが、校舎については無理やり入れるのではなく子供たち

のことを考えて新しい学校の設計を詰めていく。

Q：敷地内で用地が不足する場合に、用地買収の検討はするのか。

A：敷地が足りない場合は検討を行っていくとともに、現有敷地についても知恵を絞って利用していくなど、妥協なく子供たちによりよい施設となるよう考えていきたい。

④その他

○委員より「場所を決めないと詳細な設計図が出せないので早目に決めてほしい。ここで建つのであれば、意見を聞いて前に進んでほしい。」との意見があったことから、委員長が「美浦中学校の敷地内に統合小学校を設置するB案で進めていくことで決定してよろしいか」との発議がなされたところ特に異議や反対意見はなく、統合小学校は「美浦中学校の敷地内に設置していく」方向で意見が集約された。

(4) 次回に向けて

建設委員会の報告書（案）について協議することとした。

3 検討結果

(1) 統合小学校の教育の方向性及び設置に関する基本方針

建設委員会が所掌する事項として、「統合小学校の教育の方向性」及び「設置に関する基本方針」について検討を行った結果は、以下のとおり。

1 統合小学校の教育の方向性

美浦村の小学校と中学校のそれぞれの良さを生かすため、小学校及び中学校の基本的な枠組みは残し、小学校並びに中学校を存続させ、児童・生徒は小学校・中学校に在籍しながら義務教育9年間の一貫教育を行う小学校・中学校併設型の小中一貫教育を導入する。

2 統合小学校の設置に関する基本方針

① 統合小学校の施設規模

校舎の規模は、普通学級18学級、特別支援学級4学級の普通教室数を基礎に、統合小学校の教育の方向性を踏まえ、特別教室及び管理諸室等必要十分な諸室を整備する。合わせて、将来的な児童数減少を見据え合理的かつコンパクトに整備することを基本方針とする。

② 統合小学校の設置場所

統合小学校設置場所の選定にあたっては、あり方検討委員会答申で示されている「適正配置の検討にあたって配慮すべき事項」等を踏まえつつ、全児童が速やかに適正規模での学習環境が実現できるとともに、村の財政負担を考慮した判断が求められることから、統合小学校の設置場所については「美浦中学校の敷地内に統合小学校を設置」することを基本方針とする。

なお、統合小学校を設置する際、施設配置の関係により現状の美浦中学校敷地に全ての施設が収まらない場合等は、不足する部分について近隣に新たな土地の確保を検討する。

(2) 統合小学校設置に向けての留意事項

1 小中一貫教育が推進できる学校施設

集団を介した活動など豊かな人間関係が築ける学習空間を備えるため、敷地を有効活用し、適切な校舎配置を行って児童・生徒が十分に活動できる場所を確保できるような施設とする。また、児童生徒の登下校時の安全については十分な対策を講じる。

2 学習内容・学習形態の多様化に対応できる学校施設

合同学習などの多様な学習形態、教育機器の導入などに柔軟に対応できる学習空間を確保するとともに、学校教育の進展に長期にわたり対応することができるような施設とする。

3 児童の学習及び生活の場としてふさわしい学校施設

児童の学習及び生活のための空間として、児童の健康と安全を十分に確保することはもちろん、障害のある児童にも優しく快適で豊かな施設とする。

4 地域の公共施設、生涯学習の場としての学校施設

地域の防災拠点及び地域コミュニティの場としての役割を果たす施設とするため、近隣の環境についても十分に配慮を行う。

美浦村統合小学校建設委員会設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、美浦村統合小学校（以下「統合小学校」という。）の方向性及び基本方針並びに統合小学校建設に関する諸課題を調査及び検討するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 前条の目的を達成するため、美浦村統合小学校建設委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を調査及び検討する。

- (1) 統合小学校に係る基礎資料の作成に関すること。
- (2) 統合小学校の施設整備計画案の作成に関すること。
- (3) 統合小学校の財源に関すること。
- (4) その他統合小学校の建設に関し必要な事項に関すること。

(組織)

第4条 委員会の委員は、25人以内で組織し、次に掲げる者の中から教育長が委嘱する。

- (1) 村議会議員代表者
- (2) 小中学校の校長及びPTA会長
- (3) 幼稚園の園長及びPTA会長
- (4) 保育所の所長及び保護者会長
- (5) 区長会代表者
- (6) 教育委員会代表者
- (7) その他教育長が必要と認める者

2 委員の任期は、令和3年3月31日とする。ただし、委員が欠けた場合の後任の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長が欠けたとき又は委員長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、その議長となる。
2 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課統合小学校建設室において処理する。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。

○美浦村統合小学校建設委員会委員名簿

区分	氏 名	役 職
1	小 泉 輝 忠	村議会議員
2	下 村 宏	村議会議員
3	沼 崎 光 芳	村議会議員
4	林 昌 子	村議会議員
5	戸 張 深 雪	木原小学校長
6	池 田 博 昭	安中小学校長
7	杉 野 賢 治	大谷小学校長
8	田 組 順 和	美浦中学校長
9	坂 本 千寿子	美浦幼稚園長
10	保 科 八千代	大谷保育所長
11	永 井 弘 子	木原保育所長
12	伊 藤 逸 人	木原小学校 PTA 会長
13	坂 部 正 樹	安中小学校 PTA 会長
14	神 保 弘 幸	大谷小学校 PTA 会長
15	葉 梨 徹	美浦中学校 PTA 会長
16	出 井 仁 子	美浦幼稚園 PTA 会長
17	諸 岡 宏 美	大谷保育所保護者会長
18	栗 原 百 代	木原保育所保護者会長
19	浅 尾 八 十	区長会長
20	野 口 盛 司	教育相談センター相談員
21	山 崎 満 男	教育委員会教育長職務代
22	富 永 保	教育委員会教育長

○美浦村統合小学校建設委員会開催経過

区 分	期 日	開 催 内 容 等
第1回 検討委員会	令和2年7月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・委員の委嘱 ・事務局説明 <ul style="list-style-type: none"> □建設委員会の設置目的と開催概要 □統合小学校の教育の方向性 □統合小学校の設置に関する基本方針 ・意見交換
第2回 検討委員会	令和2年8月31日	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局説明 <ul style="list-style-type: none"> □統合小学校の設置場所による整備費等の比較について □整備費等の財源の比較について □小中学校施設併設に関するアンケート結果について □稲敷市桜川地区に建設中の統合小学校について ・意見交換
第3回 検討委員会	令和2年11月24日	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局説明 <ul style="list-style-type: none"> □統合小学校設置に向けての諸課題の対応について □大洗南小学校・南中学校及び銚田北小学校・北中学校視察報告 □美浦中学校の敷地内に統合小学校を設置するB案に関する検証について ・意見交換
第4回 検討委員会	令和3年1月	<ul style="list-style-type: none"> ・紙面協議 <ul style="list-style-type: none"> □報告書（案）について
村長へ報告	令和3年2月	

○児童数・学級数の将来推計

児童数は、令和10年度には令和2年度と比べて15%以上減少すると推計され、今後も減少傾向にある。

下記の表は、小学校を統合した場合の児童数学級数の推計である。

統合小学校の開校時期は未確定であるが、推計値を考察すると統合小学校の普通学級数は18学級程度、特別支援学級は4学級程度と見込まれる。

なお、法改正により令和3年度の2年生から1クラス35人学級制が導入されることとなったが、本村で将来1学年105人を超える可能性は低いと見込まれるため、上記の見込み学級数に影響は無いと考えられる。

・統合した場合の児童数及び学級数の推計（R3～R10年度）

単位：(児童数)人、(学級数)学級

年度	R3		R4		R5		R6	
学年	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	92	3	101	3	88	3	89	3
2	86	3	92	3	101	3	88	3
3	102	3	86	3	92	3	101	3
4	99	3	102	3	86	3	92	3
5	84	3	99	3	102	3	86	3
6	103	3	84	3	99	3	102	3
計	566	18	564	18	568	18	558	18

年度	R7		R8		R9		R10	
学年	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数	児童数	学級数
1	81	3	89	3	76	3	85	3
2	89	3	81	3	89	3	76	3
3	88	3	89	3	81	3	89	3
4	101	3	88	3	89	3	81	3
5	92	3	101	3	88	3	89	3
6	86	3	92	3	101	3	88	3
計	537	18	540	18	524	18	508	18

令和2年11月末現在